

『年収の壁について知ろう』

あなたにベストな働き方とは？ ～働き方とライフプランを考える～

令和7年6月11日

福岡労働局職業安定課

第5回「オンラインセミナー『年収の壁』について知ろう」開催のご案内

参加費
無料



6/11 水

時間
10:00～11:00

オンラインで学べる／

年収の壁について知ろう

働き方とライフプランを考える

- 1 はじめに**
- 2 「年収の壁」とは**
- 3 「年収の壁」の基本を知る**
- 4 「年収の壁」と働き方の関係**
- 5 これからの働き方を考える**

1 はじめに

自己紹介



金子 雄一郎 (かねこ ゆういちろう)

福岡労働局職業安定課
就職支援コーディネーター

<保有資格>

- ・2級ファイナンシャル・プランニング技能士 (AFP)
- ・中小企業診断士
- ・2級キャリアコンサルティング技能士 (国家資格キャリアコンサルタント)
- ・ホワイトボード・ミーティング®認定講師
- ・児童福祉司(公務員任用時のみ)

1 はじめに

セミナーの目的（ゴール）の確認

**「年収の壁」の基本的なことを理解する
ご自身の働き方を見直すきっかけとする**

2 「年収の壁」とは

**「年収の壁」と聞いて
どんなイメージを持っていますか？**

2 「年収の壁」とは

「年収の壁」に対するイメージってどんなこと

- ✓ **配偶者の扶養から外れてしまう**
- ✓ **手取りが減る**
- ✓ **保険料や税金を払わないといけな**
- ✓ **働く時間を短くしなければならない**

2 「年収の壁」とは

なぜ、「年収の壁」が話題になっているのか

制度設計の見直し

少子高齢社会
働き方の変化 など



**社会保険制度
税制改革**

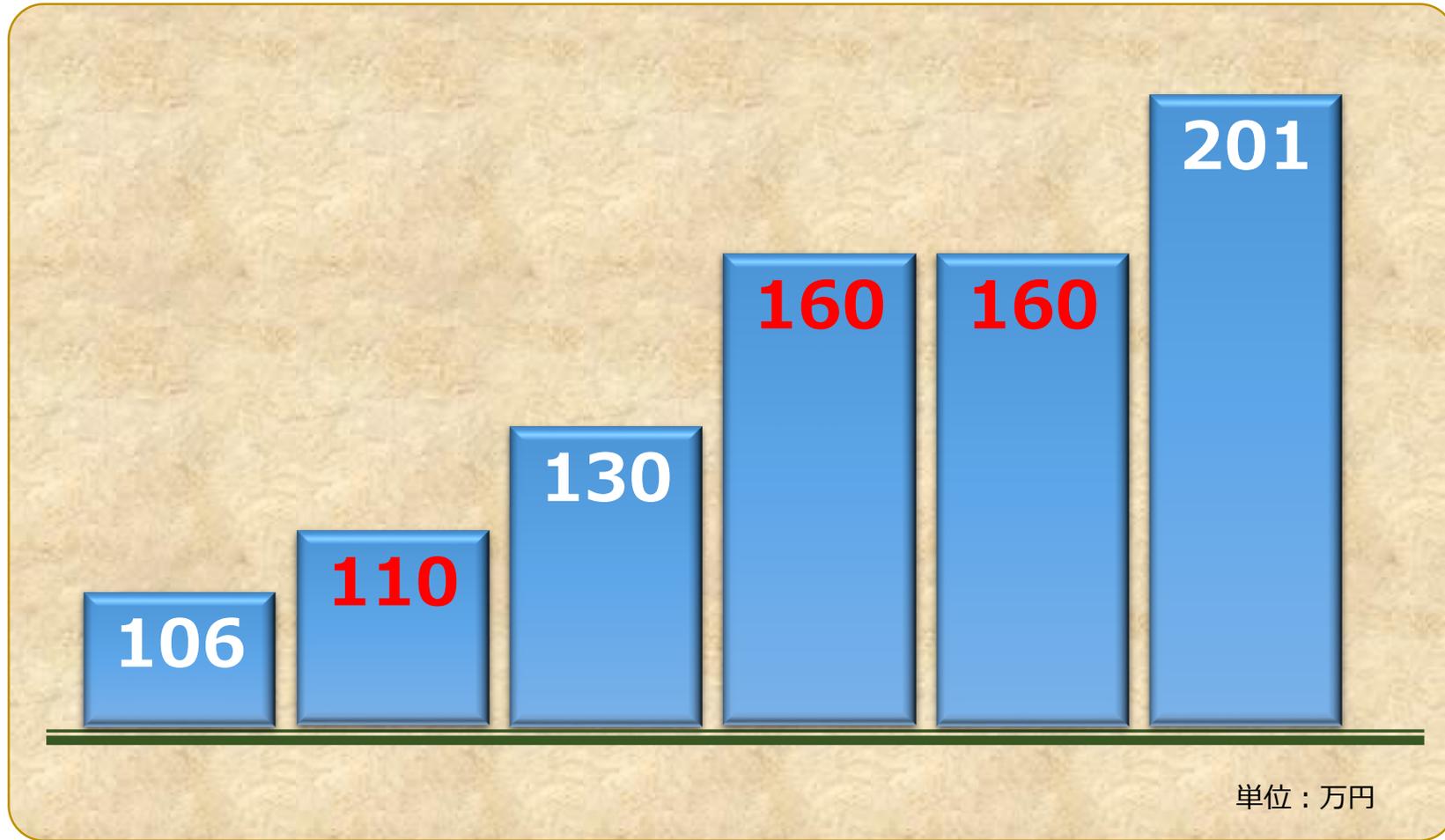
労働力の確保
物価高騰への対応 など



最低賃金の上昇

3 「年収の壁」の基本を知る

「年収の壁」ってどんな壁



3 「年収の壁」の基本を知る

「年収の壁」に関する2つの視点

- ① 税金に関わる「壁」
- ② 社会保険に関わる「壁」

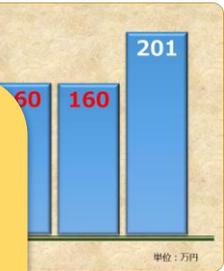


3 「年収の壁」の基本を知る

「年収の壁」に関する2つの視点

① 税金に関わる「壁」

所得に対して
「税金」は課税される



② 社会保険に関わる「壁」

「収入」－「必要経費」＝「所得」

- 会社員やパート・アルバイト勤務の人

(収入) 勤務先から支払われる給与等の総支給額 - 必要経費 (= 給与所得控除額等) = 所得

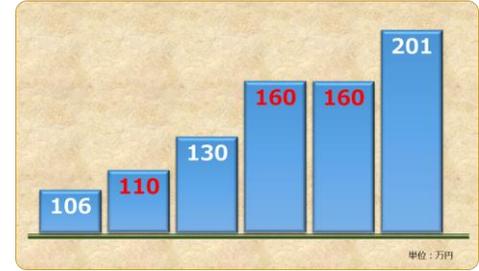
- 自営業やフリーランスの人

(収入) 事業によって得た総収入金額 - 必要経費 (= 事業運営に掛かる経費等) = 所得

3 「年収の壁」の基本を知る

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	氏名(フリガナ)
種類	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額
源泉徴収税額	配偶者(特別)	控除対象扶養親族の数	障害者の数
非居住者	老人	特定	老人
その他	その他	その他	その他
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地租控除額	住宅借入金等特別控除の額
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	全額控除の金額
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除(1500円)	住宅借入金等特別控除(2000円)	住宅借入金等特別控除(3000円)
国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額	国民年金保険料等の金額
配偶者の合計所得	控除対象扶養親族の数	16歳未満扶養親族の数	障害者の数
非居住者である親族の数	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数
障害者の数(本人を除く。)	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額



**給与所得控除後の金額
(調整控除後)**

支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
内 千 円	千 円	千 円	千 円
配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
非居住者である親族の数			

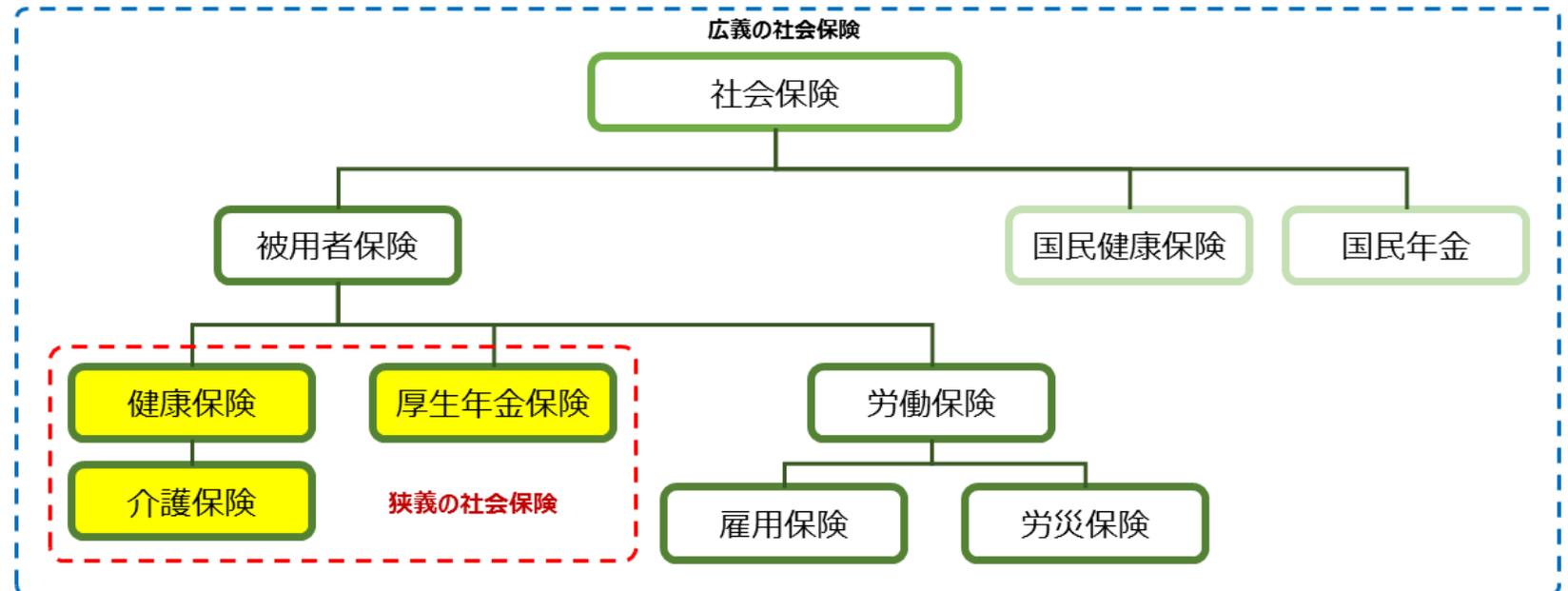
3 「年収の壁」の基本を知る

「年収の壁」に関する2つの視点

① 税金に関わる「壁」

② 社会保険に関わる「壁」

収入に対して
社会保険への加入
+
社会保険料の支払い



3 「年収の壁」の基本を知る

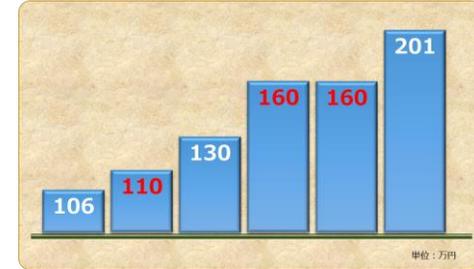
「年収の壁」が気になる理由

① **税金に関わる「壁」**

▶ 税金を納付

② **社会保険に関わる「壁」**

▶ 社会保険への加入
社会保険料の支払い

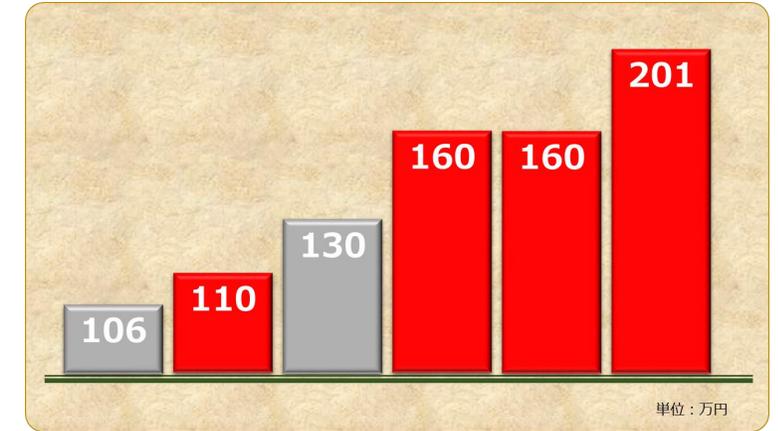


「年収の壁」を超えることで
目の前の**収入に影響**してしまう

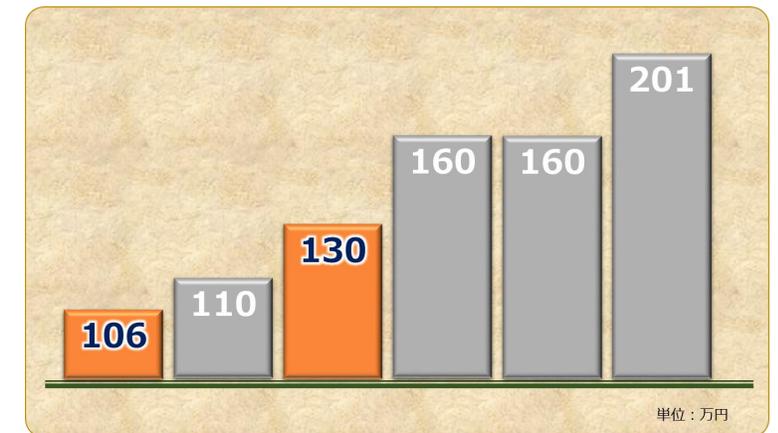
3 「年収の壁」の基本を知る

「年収の壁」に関する2つの視点

① 税金に関わる「壁」

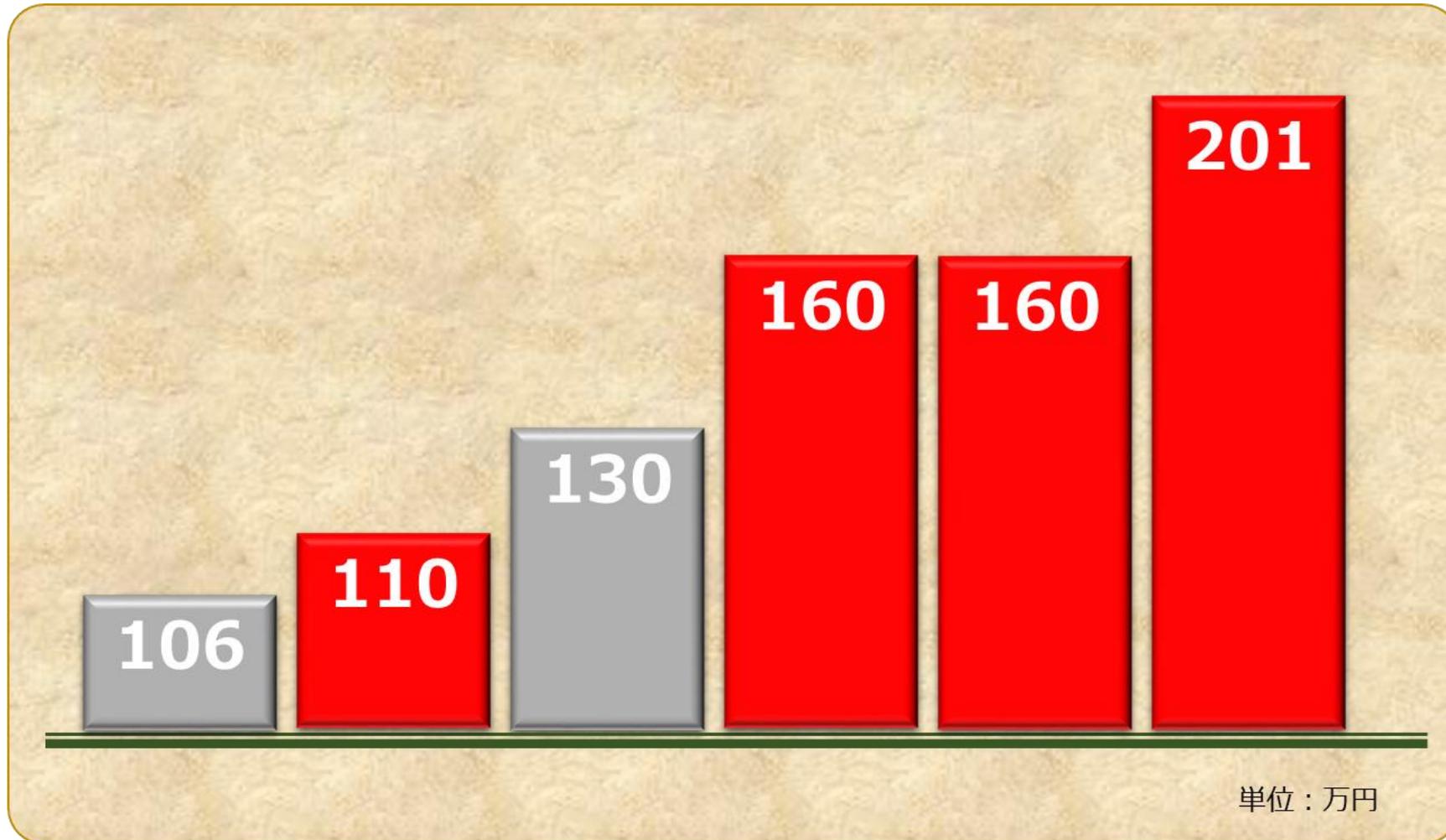


② 社会保険に関わる「壁」



3 「年収の壁」の基本を知る

① 税金に関わる「壁」





3 「年収の壁」の基本を知る

① 税金に関わる「壁」

2025年分から

110万の壁

住民税の支払いが発生する年収

(自治体によって基準額が異なる)

※住民税での課税適用は、2026年度から

160万の壁

所得税の支払いが発生する年収

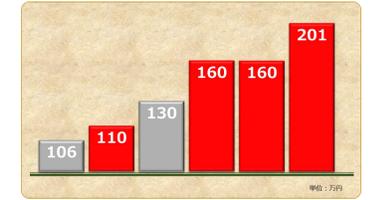
160万の壁

配偶者の税控除に係る年収

(配偶者控除、配偶者特別控除)

201万の壁

3 「年収の壁」の基本を知る

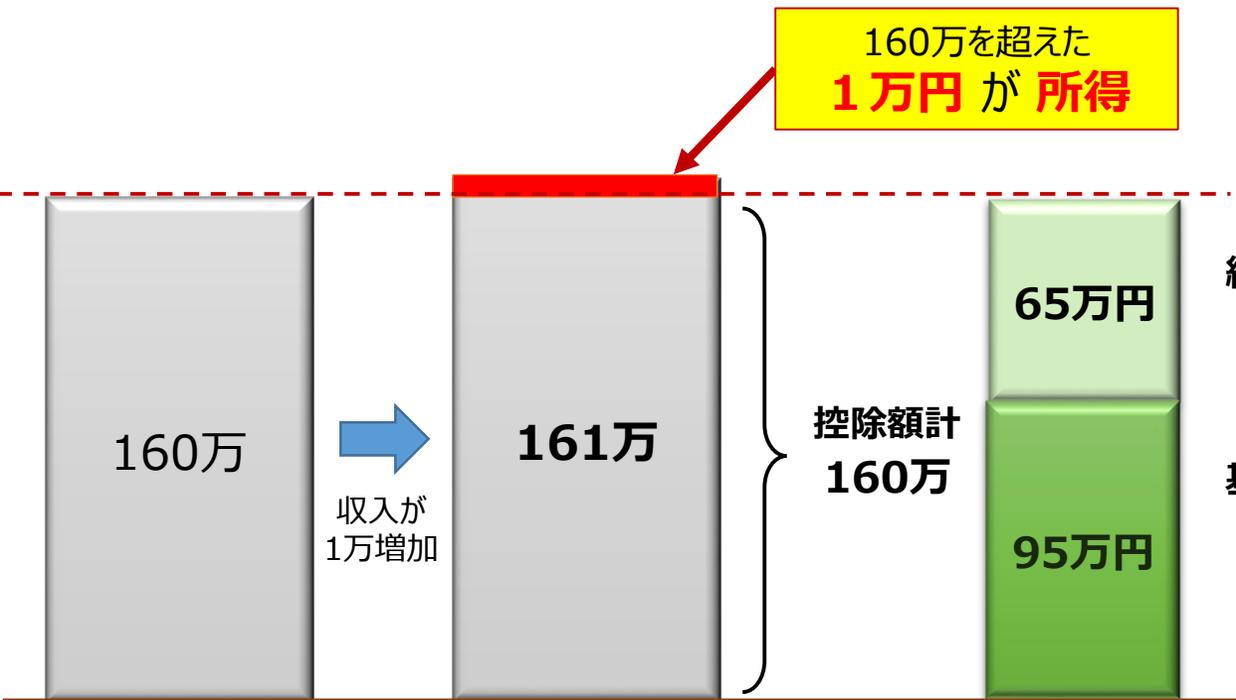


① 税金に関わる「壁」

160万の壁

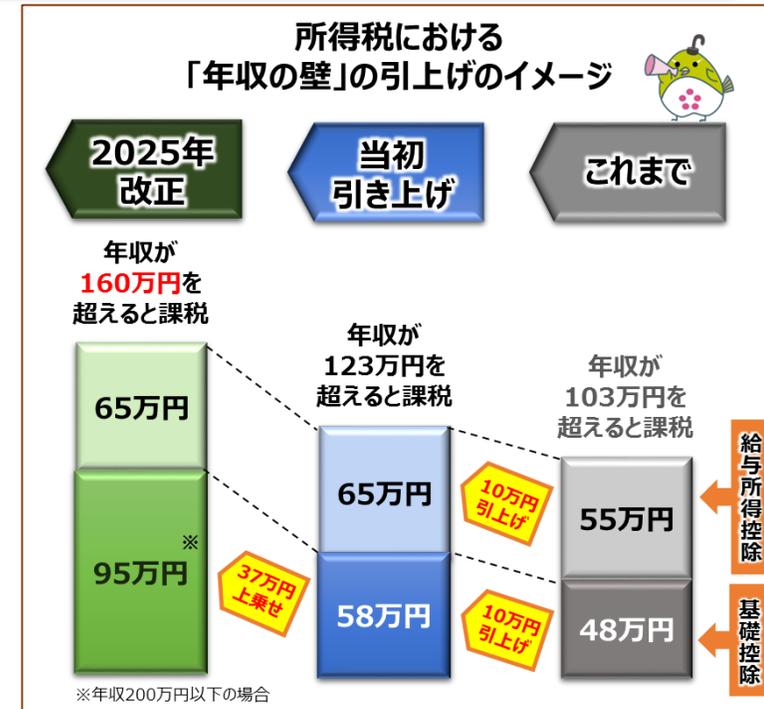
所得税の支払いが発生する年収

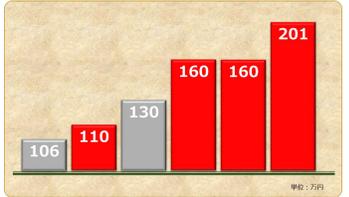
✓ 「収入」から「所得控除」を引いた「所得」に対して課税



給与所得控除
※2025年分より控除額は10万円UP
(55万 + 10万 = 65万)

基礎控除
※2025年分より控除額は47万円UP
(48万 + 47万 = 95万)
※年収200万円以下の場合





3 「年収の壁」の基本を知る

① 税金に関わる「壁」

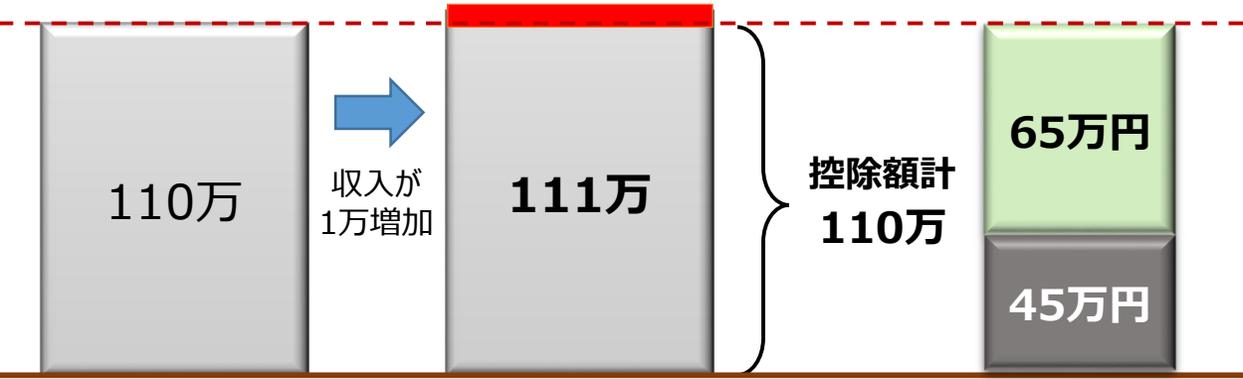
110万の壁

※住民税での課税適用は、2026年度から

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によって基準額が異なる)

- ✓ 「収入」から「所得控除」を引いた「所得」に対して課税
- ✓ 所得割と均等割の2種類がある

110万を超えた
1万円が所得



給与所得控除部分
※2026年度課税分より控除額は10万円UP
(55万 + 10万 = 65万)

基礎控除部分
※2026年度課税分以降も変更なし
★住民税の非課税範囲：45万円

3 「年収の壁」の基本を知る

① 税金に関わる「壁」

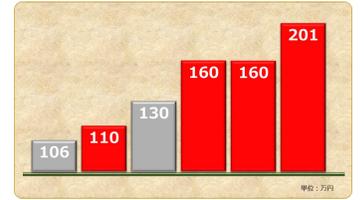
110万の壁

※住民税での適用は、2026年度から

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によって基準額が異なる)

160万の壁

所得税の支払いが発生する年収



**納税が必要となっても
手取りも増加する**



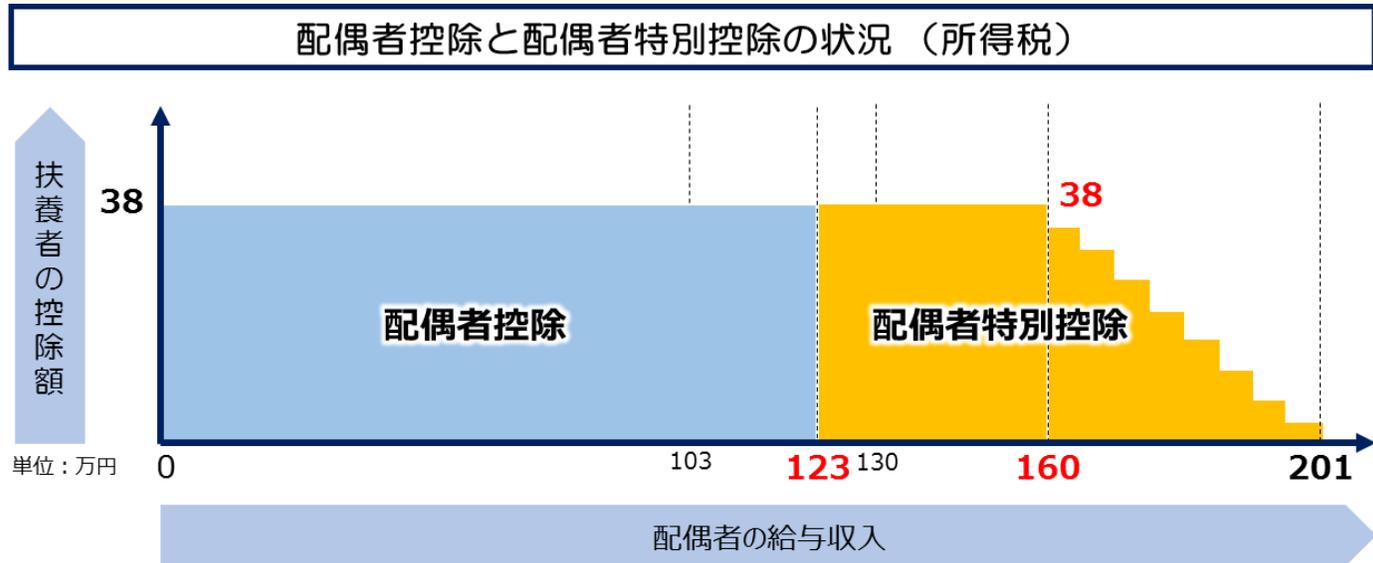
3 「年収の壁」の基本を知る

① 税金に関わる「壁」

160万の壁

201万の壁

配偶者の税控除に関する年収
(配偶者控除、配偶者特別控除)

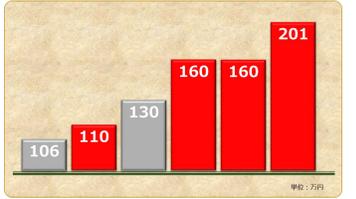


- ✓ 「配偶者控除」「配偶者特別控除」の適用に影響
- ✓ 配偶者の税額が増加

※ 配偶者控除、配偶者特別控除については、資料作成時点(R7.5.15)で公表されていないため、法改正資料等を参考に作成。

3 「年収の壁」の基本を知る

① 税金に関わる「壁」



110万の壁

住民税の支払いが発生する年収
(自治体によって基準額が異なる)

※住民税での適用は、令和8年度から

160万の壁

所得税の支払いが発生する年収

160万の壁

配偶者の税控除に関する年収
(配偶者控除、配偶者特別控除)

201万の壁

✓ 収入増

⇒ 納税の必要

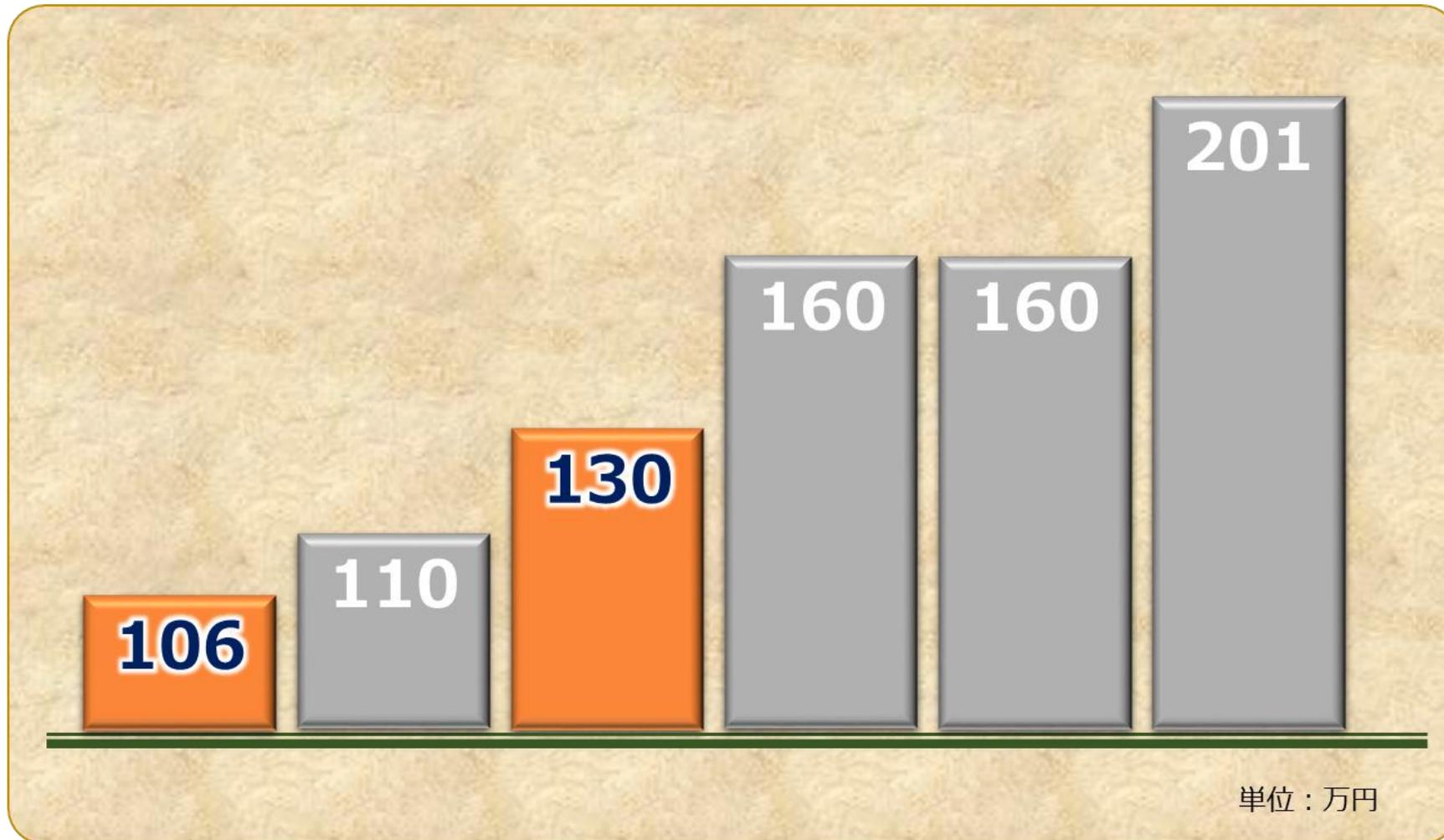
✓ 配偶者の税控除適用に影響

⇒ 配偶者の税額が増加



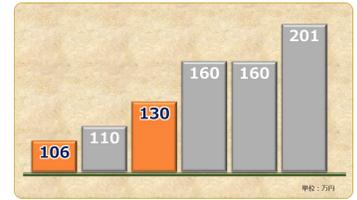
3 「年収の壁」の基本を知る

② 社会保険に関わる「壁」



3 「年収の壁」の基本を知る

② 社会保険に関わる「壁」



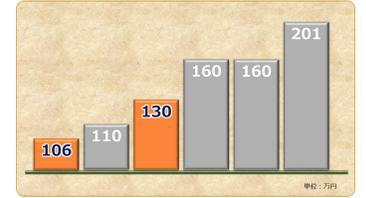
106万の壁

就業先の従業員規模等により、社会保険の加入義務が発生する年収
※パート労働者の就労状況が「5つの要件」をすべて満たす場合、社会保険への加入義務が発生

130万の壁

社会保険の加入義務が発生する年収
※国民健康保険、国民年金への加入の場合あり

3 「年収の壁」の基本を知る



② 社会保険に関わる「壁」

106万の壁

就業先の従業員規模等により、社会保険の加入義務が発生する年収

※パート労働者の就労状況において「5つの要件」をすべて満たす場合、社会保険への加入義務が発生

130万の壁

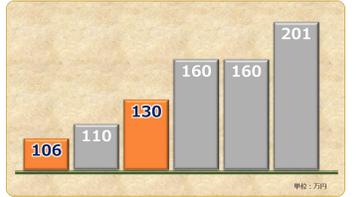
社会保険の加入義務が発生する年収

※国民健康保険、国民年金への加入の場合あり

※ 年収106万円、130万の壁における収入要件

	基本給 諸手当	家族手当 通勤手当 など	時間外手当 休日手当 など	賞与 など	不動産収入 事業収入 配当収入 など
106万の壁	●	—	—	—	—
130万の壁	●	●	●	●	●

3 「年収の壁」の基本を知る



106万の壁

就業先の従業員規模により、社会保険の加入義務が発生する年収

※パート労働者の就労状況において「**5つの要件**」をすべて満たす場合、社会保険への加入義務が発生

check 週の勤務時間が**20時間以上**

※残業時間は原則、含みません。

check 給与が月額**88,000円以上**

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

check **2ヶ月を超えて働く予定がある**

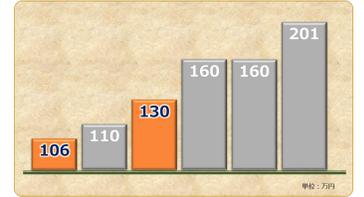
check **学生ではない**

※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

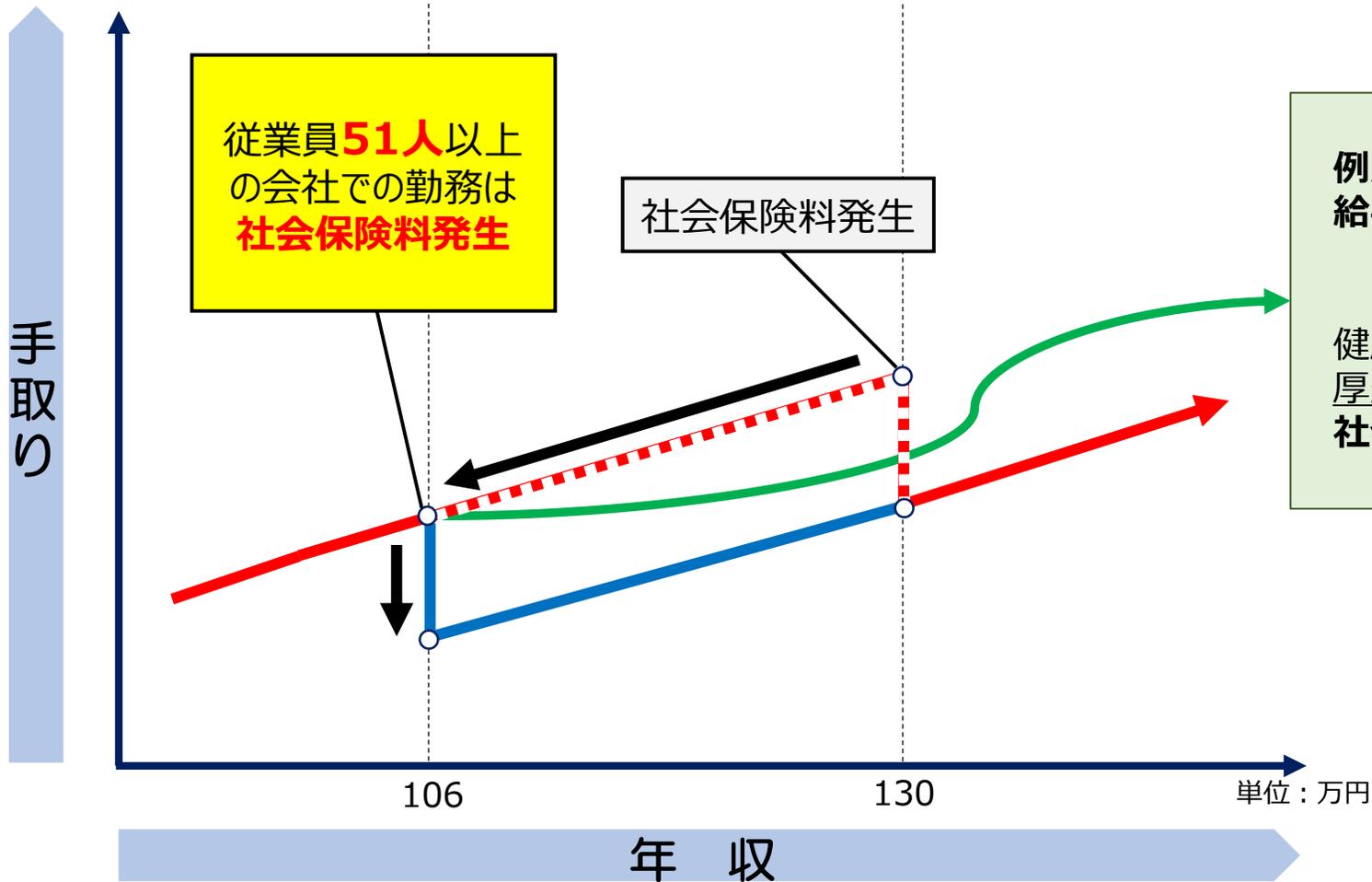


短時間労働者の社会保険
加入に関する説明動画

3 「年収の壁」の基本を知る



社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係



例えば・・・
給与月額：88,000円を超えると・・・

★パート労総者負担分★

健康保険料	：約10,000円	(折半額：5,000円)
厚生年金保険料	：約16,000円	(折半額：8,000円)
社会保険料合計	：約26,000円	(折半額：13,000円)

年間で**約156,000円**の社会保険料が給与から差し引かれることになります。

3 「年収の壁」の基本を知る (参考資料) 社会保険適用となる場合の収入例

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

40歳 パート (配偶者の社会保険に加入)
社会保険被保険者**80名**の会社に**勤務中**
20時間以上、**2か月**以上、**学生ではない**

被保険者**101人以上**の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	0 円
厚生年金	0 円
雇用保険	7,200 円
所得税	8,100 円
住民税	26,200 円
差引き手取り額	1,160,900 円

令和6年10月
対象拡大

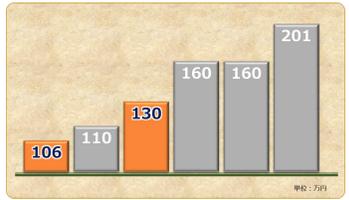
被保険者**51人以上**の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	68,090 円
厚生年金	107,604 円
雇用保険	7,200 円
所得税	0 円
住民税	8,700 円
差引き手取り額	1,010,256 円

約**15万円**の差

※あくまでも一例での積算です。

3 「年収の壁」の基本を知る (参考資料) 社会保険適用となる場合の収入例



社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

40歳 パート (配偶者の社会保険に加入)
 社会保険被保険者**80名**の会社に**勤務中**
20時間以上、**2か月**以上、**学生ではない**

時給1,050円で週20時間勤務

給与	1,008,000 円
健康保険	0 円
厚生年金	0 円
雇用保険	5,544 円
所得税	0 円
住民税	0 円
差引き手取り額	1,002,456 円



時給**1,150**円で週20時間勤務

給与	1,104,000 円
健康保険	61,200 円
厚生年金	96,624 円
雇用保険	6,072 円
所得税	0 円
住民税	5,000 円
差引き手取り額	935,104 円

約7万円の差

※あくまでも一例での積算です。

3 「年収の壁」の基本を知る 【ここまでのまとめ】

(R7.5.1整理)

壁の種類		パートタイム労働者 本人への影響	パートタイム労働者の 配偶者もしくは世帯への影響	
①税金の関わる壁	110万円の壁 ※1	住民税の発生		← 手取りの逆転はしない
	(123万円の壁) ※2		配偶者控除【38万円】の適用上限。	← 手取りの逆転はしない
	160万円の壁	所得税の発生	配偶者特別控除が満額【38万円】適用できなくなり、以降、パートタイム労働者の収入によって徐々に減額 ※3	← 手取りの逆転はしない 配偶者の手取りに影響あり
	201万円の壁		配偶者特別控除の適用は終了。 ※3	← 手取りの逆転はしない 配偶者の手取りに影響あり
②社会保険に関わる壁	106万円の壁	お勤め先によって社会保険加入の対象 健康保険・厚生年金保険の保険料の支払いが発生		← 手取りに影響あり
	130万円の壁	国民年金・国民健康保険の保険料の支払いが発生		← 手取りに影響あり

※1 適用は令和8年度課税分から。

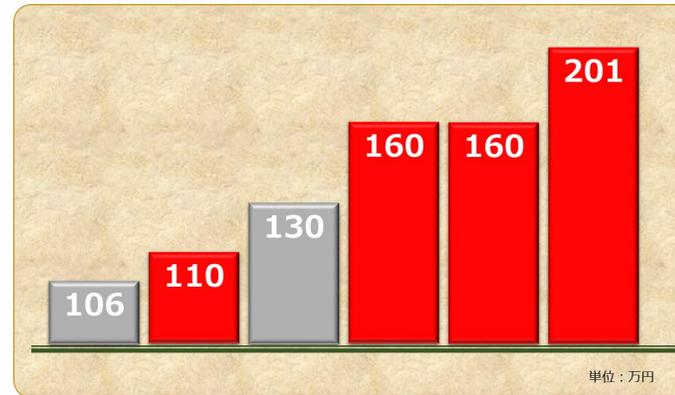
※2 住民税に係る配偶者控除、配偶者特別控除基準額については、基礎控除額等の違い等により、上記表とは異なる場合あり。

※3 配偶者控除、配偶者特別控除については、資料作成時点(R7.4.30)で公表されていないため、想定で作成。

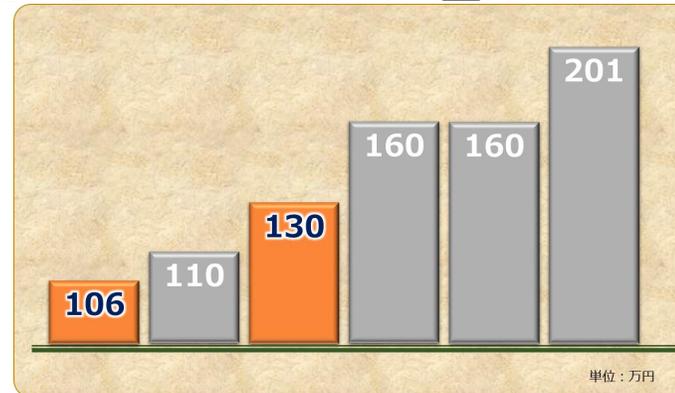
3 「年収の壁」の基本を知る

「年収の壁」に関する2つの視点

① 税金に関わる「壁」



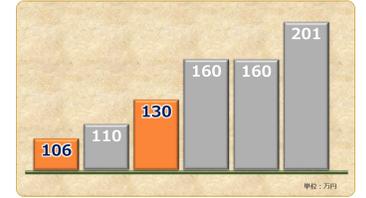
② 社会保険に関わる「壁」



「年収の壁」の基準は
多面的に捉えていく
ことも大切



3 「年収の壁」の基本を知る



社会保険の適用拡大に関する改正への動き

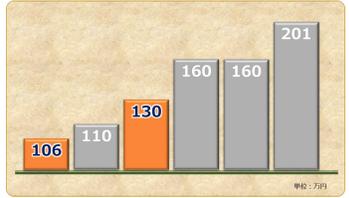
社会保険への加入義務の適用範囲の拡大が検討されている

※賃金要件の撤廃、企業規模要件の撤廃。

社会保険の適用範囲

対 象	令和4年9月末日迄	令和4年10月～	令和6年10月～ (現行)	令和8年10月～ (※想定)	令和9年10月～ (※想定)	令和11年10月～ (※想定)
事業所規模	被保険者の総数が 常時501人以上	被保険者の総数が 常時101人以上	被保険者の総数が 常時 51人以上	→	要件の撤廃	個人事業主の適用 (従業員5人以上)
短時間労働者の労働時間	1週の所定労働時間が 20時間以上			→	※ 将来的に条件が変わる可能性あり	
短時間労働者の賃金	賃金の月額が 8.8万円以上			要件の撤廃		
短時間労働者の勤務期間	継続して1年以上 働く予定	継続して 2カ月 を超えて働く予定		→		
短時間労働者の条件	学生ではない (夜間の学生などは対象)			→		

3 「年収の壁」の基本を知る



社会保険の適用拡大に関する改正への動き

社会保険への加入義務の適用範囲の拡大が検討されている

※賃金要件の撤廃、企業規模要件の撤廃。

社会保険の加入対象の拡大①

- ✓ 社会保険（厚生年金・健康保険）に加入する要件をわかりやすくします。
- ✓ これにより、働き方が選びやすくなるとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

見直し① 短時間労働者の加入要件の見直し

加入要件がシンプルに！

※学生は対象外です

✓ 給与が月額88,000円以上

※農業、林業、漁業、酒造業、飲食サービス業、建設業、運輸業、情報通信業、娯楽業、学芸業、サービス業、その他

✓ 週の勤務が20時間以上

※農業、林業、漁業、酒造業、飲食サービス業、建設業、運輸業、情報通信業、娯楽業、学芸業、サービス業、その他

51人以上の企業

※農業、林業、漁業、酒造業、飲食サービス業、建設業、運輸業、情報通信業、娯楽業、学芸業、サービス業、その他

賃金要件の撤廃

いわゆる年収106万円の壁がなくなります
全国の最低賃金の引上げ
の状況を見極めて、3年以内に廃止します



企業規模要件の撤廃

働く企業の規模にかかわらず加入できるようになります
10年かけて段階的に対象の企業を拡大します

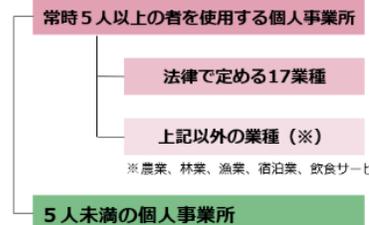
51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から

※上記の時期を待たずとも労使合意に基づき加入することも可能です。

社会保険の加入対象の拡大②

- ✓ 社会保険（厚生年金・健康保険）に加入する要件をわかりやすくします。
- ✓ これにより、働き方が選びやすくなるとともに、将来の年金の増額などのメリットを受けられます。

見直し② 個人事業所の適用対象の拡大 (フルタイム労働者を含めた加入対象の拡大)



2029年10月から



年金制度改革法案の概要

社会保険の加入対象の拡大③

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者への支援

- 企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる短時間労働者に対し、**3年間事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的な措置**を実施します。
- 事業主が追加負担した保険料について、**国などがその全額を支援**します。

月額賃金（標準報酬） （年額換算）	8.8万 （106万）	9.8万 （118万）	10.4万 （125万）	11万 （132万）	11.8万 （142万）	12.6万 （151万）	13.4万 （161万）
労働者の負担 （3年間は軽減割合を半減）	本来の負担の 25/50	本来の負担の 30/50	本来の負担の 36/50	本来の負担の 41/50	本来の負担の 45/50	本来の負担の 48/50	本来の負担の 50/50

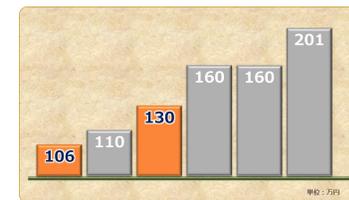
※労使合意に基づき任意に社会保険を適用する場合でも上記の支援措置を活用できるようにします。

事業主への支援

- 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

3 「年収の壁」の基本を知る

(参考資料) 社会保険適用と配偶者の扶養との関係



あなたはどっち？ 社会保険加入？ or 扶養内？

週の所定労働時間・月の所定労働日数が、正社員（常時雇用者）の
4分の3以上

NO

以下の条件の**すべてに該当**する。

- 勤務先の従業員数(被保険者)が**51人以上**
- 給与の月額が**88,000円以上 (106万の壁)**
- 週の所定労働時間は**20時間以上**
- 2ヶ月**を超える雇用される予定
- 学生**ではない

NO

配偶者が社会保険に加入している

YES

年収が130万円以上 (**130万の壁**)

NO

配偶者の社会保険の
扶養に入れる

配偶者の社会保険の
扶養に入れない
⇒自分で国民年金・国民
健康保険に加入

YES

YES

配偶者の社会保険の
扶養に入れない
⇒自分の勤務先の
社会保険に加入

2025年年金制度改正により、以下の適用範囲へと移行する。

★賃金要件
2025年から**3年以内**に要件撤廃を予定
給与月額が88,000円以上(106万の壁)の
要件撤廃

★企業規模要件
段階的(**10年間**)に対象企業拡大を予定
2027年10月から企業規模が36人以上に

(今回改正されない適用範囲)

- 週の所定労働時間は20時間以上**
- 2ヶ月を超える雇用される予定
- 学生ではない

3 「年収の壁」の基本を知る

(参考資料) 収入と社会保険への加入に関する関係例

《例1》 求職先の会社が被保険者従業員数51名以上の場合

時給1,000円 5.5時間 週4日勤務 **【週22時間勤務】**

- 時給1,000×5.5時間 = 5,500円/日
5,500円×16日勤務 (4日×4週) = **88,000円/月**
88,000円×12ヶ月 = **1,056,000円**

【チェックポイント】

- ✓ 週20時間以上の勤務である (22.0時間 (5.5時間×4日))
- ✓ 月8万8千円以上の収入がある (106万の壁)
- ✓ 2ヶ月を超えて働く予定である
- ✓ 就職先は被保険者従業員が51人以上在籍する会社である
- ✓ 学生でない

⇒ 事業所の社会保険に加入

《例2》 求職先の給与収入が130万円以上となる場合

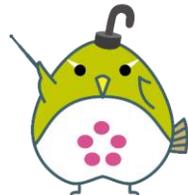
時給1,000円 5.5時間 週5日勤務 **【週27.5時間勤務】**

- 時給1,000×5.5時間 = 5,500円/日
5,500円×20日勤務 (5日×4週) = **110,000円/月**
110,000円×12ヶ月 = **1,320,000円**

【チェックポイント】

- ✓ 週の所定労働時間が、正社員(常時雇用者)の4分の3以上ではない (週30時間が目安)
27.5時間 (5.5時間×5日) ⇒ **週30時間未満**
⇒ **会社の社会保険に加入できない**
- ✓ 収入が130万円/年以上 ⇒ **配偶者の加入する社会保険の扶養に入れない**

⇒ 国保 (国民年金 + 国民健康保険) に自ら加入



求人票の情報を
しっかりと確認
しましょう!

※基本的に、求人票で「フルタイム」の場合は「社会保険は加入」、
「パートタイム」の場合は要件により加入することになります。

3 「年収の壁」の基本を知る

(参考資料) 60歳以上の社会保険や税の扶養関係

60歳以降は「180万円の壁」に

●パート収入や年金受給の合計が「180万円未満」であれば、配偶者の勤務先の健康保険へ加入出来る。ただし、以下の条件がある。

- 主として配偶者に生計を維持されている
- 配偶者の年間収入の2分の1未満である

(例)配偶者(夫)の年収が400万円⇒年間180万円まで扶養に入れる
配偶者(夫)の年収が320万円⇒年間160万円未満でないと扶養には入れない(原則)

※配偶者の年収次第で扶養の壁が上下。

※特に60歳以降の継続雇用で配偶者の年収が大きく下がる場合など注意

※最終的には配偶者(夫)の勤務先の健康保険の判断によるため確認が必要。

●なお、被保険者従業員51人以上の会社・事業所で働く人は、106万円の壁が適用され、当該勤務先の健康保険への加入となる。

配偶者(夫)の定年後や働き方変更への注意

●配偶者(夫)退職した場合やフリーランスなど個人事業主となった場合は、社会保険から国民健康保険へ移行。

- 国民健康保険は扶養という仕組みがない⇒自分で国民健康保険へ加入。

※配偶者(夫)が退職前健康保険の任意継続を利用するなどした場合は、その扶養に入れる可能性あり。

※判定基準は、年収180万円、かつ配偶者の年収の2分の1未満であること

※配偶者(夫)の扶養ではなく、こどもの扶養に入る場合

配偶者(夫)との年齢差に関する注意

●配偶者(夫)と5歳以上の年齢差がある場合は、夫が65歳以降、厚生年金に加入していても扶養から外れなければならない。妻が60歳未満であれば国民年金への加入が必要。

年金受給と年収の壁の関係

●年金を受給した場合の扶養判定

「年金+パート年収」が180万円未満、かつ配偶者(夫)の年収2分の1未満が判定基準。年金収入は扶養判定に含まれる。

(例)65歳以降は老齢基礎年金の受給が開始され、満額で78万円ほど。
パート収入の額によっては、扶養を外れてしまう可能性がある。

●老齢基礎年金以外の年金も算定される

「特別支給の老齢厚生年金」や「個人年金保険」とった年金を受給される場合、健康保険の扶養に認定基準は、パート収入と併せて年間の収入額によって判断。

※年間の収入 = 継続的に生じる収入

※個人年金保険を数年間に渡って受け取る場合、扶養判定に含まれる。

健康保険の扶養対象となるかどうかは、配偶者(夫)の加入先の健康保険へ必ず確認してください。

高齢者と税について

●年金受給に関する所得税の控除制度についてや、70歳以上の方を扶養する人の配偶者控除、扶養控除の制度については、右の二次元コードで国税庁のホームページ確認するほか、最寄りの税務署、お住まいの地域の市役所課税担当課等で確認をお願いいたします。



高齢者と税 (国税庁)

4 「年収の壁」と働き方の関係

就業調整とは

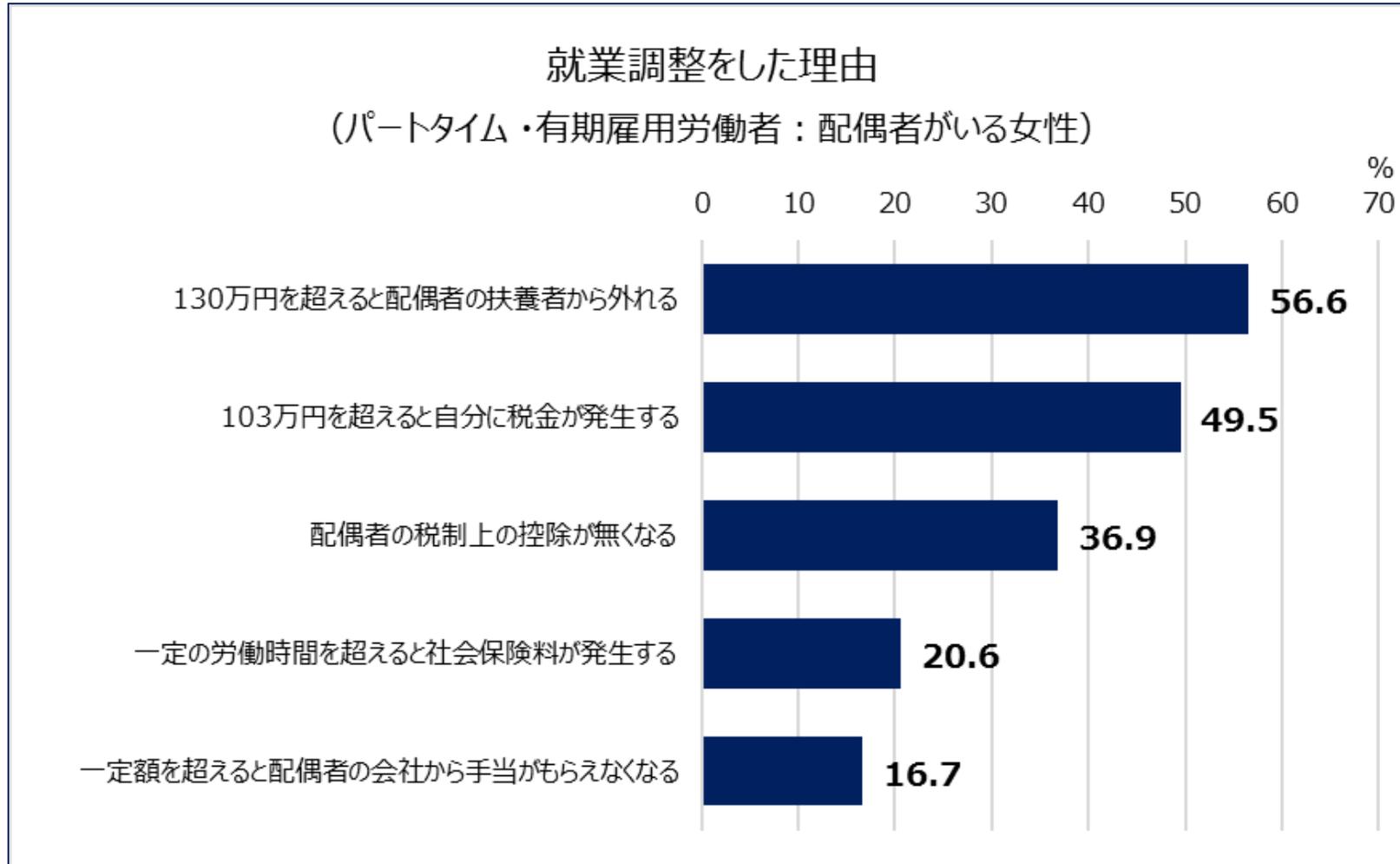
年収を一定額以下に抑えるために、就労時間を調整すること

現在、「就業調整」をしていますか

今後、「就業調整」が必要と考えていますか

4 「年収の壁」と働き方の関係

「就業調整」をした理由（複数回答）



資料：厚生労働省 令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の概況

4 「年収の壁」と働き方の関係

「年収の壁」を超えて

働くほうがいい？ 働かないほうがいい？

4 「年収の壁」と働き方の関係

【就業調整で得られるもの、得られないもの】

「年収の壁を**超えない**」（＝就業調整をする）ことで得られるもの

- **パートタイムで働く本人**

- ✓ 非課税範囲にとどまり納税が不要
- ✓ 社会保険料の支払いが不要

- **パートタイムで働く本人の配偶者**

- ✓ 配偶者控除等の適用で、配偶者の減税を維持

- **就労時間以外の時間を使える**

- ✓ 育児、家族との時間、自分の成長のための時間



「今ココ」で必要な収入や時間の確保

4 「年収の壁」と働き方の関係

【就業調整で得られるもの、得られないもの】

「年収の壁を**超える**」（＝就業調整を**しない**）ことで得られるもの

●パートタイムで働く本人

- ✓ 収入増の可能性
- ✓ 年金受給額アップの機会
- ✓ 就労先の選択肢の拡大
- ✓ 勤務先内外でのキャリアアップの機会



将来に目を向けたライフプラン

（将来を見据えると）

- ✓ **世帯収入を増やしていく必要性**
⇒ ライフプランとの関連、物価高騰など
- ✓ **「年収の壁」など、制度は変化する**
⇒ 社会保険の適用要件の更なる拡大
- ✓ **女性活躍の機会がさらに増進**
⇒ 少子高齢化、労働人口減少
- ✓ **人生100年時代に備える**
⇒ キャリアプラン、ライフプラン(マネープラン)

4 「年収の壁」と働き方の関係

(参考資料) 社会保険適用拡大ガイドブック

年金受給アップの機会

パート・アルバイトのみなさまへ
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

社会保険適用拡大ガイドブック

Step 1 以下の勤め先で

2016年10月～ 従業員数 501人以上 の勤め先	2022年10月～ 従業員数 101人以上 の勤め先	2024年10月～ 従業員数 51人以上 の勤め先
-------------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

Step 2 以下の全てにチェックが入った方が対象です。

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上	<input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上
<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない

適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

厚生労働省 日本年金機構

法律改正のご案内

パート・アルバイトのみなさま、
配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ
あなたの年金・医療保険が変わります。

メリット 年金が「2階建て」になり一生受け取れます！
年金 老後・障害・死亡の3つの保障が充実！

上乗せ 老齢年金 これまで → これから

受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

上乗せ 障害年金 病気やけがなどで障害状態と認定された場合に支給される年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

上乗せ 遺族年金 被保険者が亡くなったときに、残された遺族に対して支給される年金です。

令和6年10月からの働き方

年金・医療保険のメリットを詳しく知りたい方は P3・4 をご覧ください。
自分の年金がどう変わるのかシミュレーションしたい方は P5 以降をご覧ください。

対象 従業員数51人～500人の勤め先が対象です。
(51人以上の勤め先は2024年10月から対象です。)

以下の全てにチェックが入った方が対象です。

<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上	<input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額8.8万円以上
<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない

※すでに、2016年10月から従業員501人以上、2022年10月から従業員101人以上の勤め先で働くパート・アルバイトの方は社会保険の加入対象となっています。

パート・アルバイトの方

保険料は口座振替から給料天引でいい！

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、給料からの天引きになります。なお、保険料の半分は会社が負担します。

※金額は一例であり、月収8.8万円の例です。

配偶者の扶養の範囲内でお勤めの方

扶養基礎(130万円)を超過せず働ける

※これまで、扶養基礎を超過する年収が130万円以上になると、国民年金・国民健康保険料が国民年金・国民健康保険料に変わります。

令和6年10月からパート・アルバイトの方の
社会保険の適用が拡大しました！

詳細は、「社会保険適用拡大特設サイト」へ



特設サイトはこちら

4 「年収の壁」と働き方の関係 (参考資料) 社会保険適用拡大ガイドブック

(参考資料) 社会保険適用の場合の厚生年金について

社会保険加入による手取り月額 (概算) について考えてみましょう。ご自身の手取りについて、シミュレーションもできます。

加入前



加入後

▼ 国民健康保険・国民年金に加入

月額給与	98,000円
国民健康保険料	3,800円
国民年金保険料	17,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円(※2)
手取り月額(概算)	76,600円

▼ 社会保険の扶養の範囲で働く

月額給与	98,000円
健康保険料	0円
厚生年金保険料	0円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	500円
手取り月額(概算)	96,900円

私たちの社会保険料はどうなりますか?

▼ 社会保険に加入して働く

月額給与	98,000円
健康保険料	4,900円
厚生年金保険料	9,000円
雇用保険料	600円
所得税(※1)	0円
手取り月額(概算)	83,500円

保険料の半分は会社が支払うのですね!

ご自身の**手取りの変化を計算**してみましょう!

手取りかんたんシミュレーター

<http://www.mhlw.go.jp/tokyouakuda/kojibei/jugosei/qa/naisonai/>



※1 所得税額については、毎月の収入額の変動や控除の追加などにより年末調整において調整額が発生し、一月当たりの所得税額が本事例と異なったものとなる場合があります。詳細は勤務先の人事・労務担当者にご確認ください。

※2 このケースでは毎月の所得税額が生じますが、年末調整で国民健康保険料・国民年金保険料の支払額が反映され、納付済み分は還付されるため、0円と表記しています。

4 「年収の壁」と働き方の関係

(参考資料) 社会保険適用拡大ガイドブック

(参考資料) 社会保険適用の場合の厚生年金について

社会保険に加入して働いた場合、受け取ることができる年金額が増えます

年金メリット 厚生年金保険に加入すると、年金額が増えます。

加入前(国民年金のみ) → **加入後(国民年金+厚生年金保険)**

 老齢基礎年金 <small>老後の備え</small>	 障害基礎年金 <small>障害への備え</small>	 遺族基礎年金 <small>死亡への備え</small>
+	+	+
老齢厚生年金 <small>老後の備え</small>	障害厚生年金 <small>障害への備え</small>	遺族厚生年金 <small>死亡への備え</small>

▶ 1分で分かる! 動画はこちら >>> 



4 「年収の壁」と働き方の関係

(参考資料) 社会保険適用拡大ガイドブック

(参考資料) 社会保険適用の場合の医療支援について

医療保険においては、ケガや病気で会社を休んだ時に「傷病手当金」、産前産後休業期間中に「出産手当金」を受け取ることができます。

医療メリット

1分で分かる!動画はこちら >>>



1 傷病手当金 …… 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、**給与の2/3の金額が受け取れます。***^{※1}



病気またはけがが発生



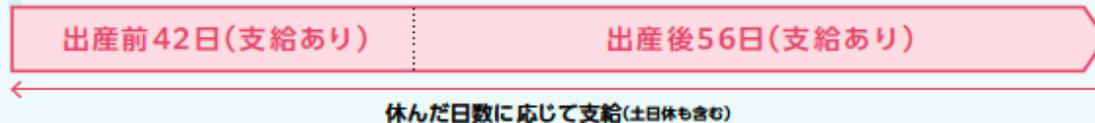
※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は**58,860円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

2 出産手当金 …… 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

給与の2/3の金額が受け取れます。*^{※2}



出産



※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は**213,640円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

4 「年収の壁」と働き方の関係

(参考資料) 社会保険適用にかかる年金額

社会保険の適用拡大と「年収の壁」の関係

40歳 パート (配偶者の社会保険に加入)
社会保険被保険者**80名**の会社に**勤務中**
20時間以上、**2か月**以上、**学生ではない**

仮に60歳まで(20年間)、
同じ条件で社会保険に加入
した場合、増える報酬比例
部分の年金額 (目安)

9,900円/月
(118,800円/年)

被保険者**101人以上**の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	0 円
厚生年金	0 円
雇用保険	7,200 円
所得税	8,100 円
住民税	26,200 円
差引き手取り額	1,160,900 円



被保険者**51人以上**の事業所として適用

給与	1,200,000 円
健康保険	68,090 円
厚生年金	107,604 円
雇用保険	7,200 円
所得税	0 円
住民税	8,700 円
差引き手取り額	1,010,256 円

約**15万円**の差

※あくまでも一例での積算です。

5 これからの働き方を考える

あなた自身のこと。

今後、どのようなキャリアを描いていきたいですか

あなたの世帯のこと。

今後、どのような人生プランをお持ちでしょうか

5 これからの働き方を考える

今すぐにでも取り組めることは、いくらでもあります。
まずは、出来ることから取り組むことが大切です。

✓ 身の回りの環境を知る（外面的整理）

- 今後の法改正や社会情勢の変化を踏まえて
- 自分の働き方をチェックする
（「年収の壁」と自分の働き方）

✓ 自分・世帯のことを考えてみる（内面的整理）

- 自分自身に関わる様々なプランを考える
 - 自らが納得する働き方
 - 自分のキャリアアップ
 - 必要な収入と支出(マネープラン)の可視化

5 これからの働き方を考える

自分の働き方をチェックする

■ マイジョブ・カードの活用



マイジョブ・カード
のホームページは
こちらから▶▶▶



おすすめの作成ステップ

応募先で活かせる能力や強みを盛り込める
ジョブ・カードを作成すると、応募先で活かせる能力・強みを盛り込み、履歴表や職務経歴表を自動作成することができます。ぜひ、内職な就職、転職活動のためにジョブ・カードを活用してください。
※履歴表・職務経歴表を自動作成するためには、アカウント登録が必要です。

求職者の方

求職者の方は、ステップ1と、ステップ2でこれまでの経歴やスキルを整理しながら今後のキャリアプランを考えましょう。ステップ3は作成を省略することができますが、ステップ4に入力内容を転記することができるため、作成されることをおすすめします。
※就業経歴のない方は、職務経歴シート（様式2）、職業能力証明シート（様式3-1・様式3-2）は、空ける内容がない場合は作成しなくても構いません。ステップ3はキャリア・プラン作成補助シート（学卒用）、ステップ4はキャリア・プランシート（様式1-1・就業経歴のない方、学卒用）にて作成してください。

ステップ 01 職務経歴シート（様式2）

ステップ 02 職業能力証明シート（様式3-1・様式3-2）

ステップ 03 キャリア・プラン作成補助シート

ステップ 04 キャリア・プランシート（様式1-1）

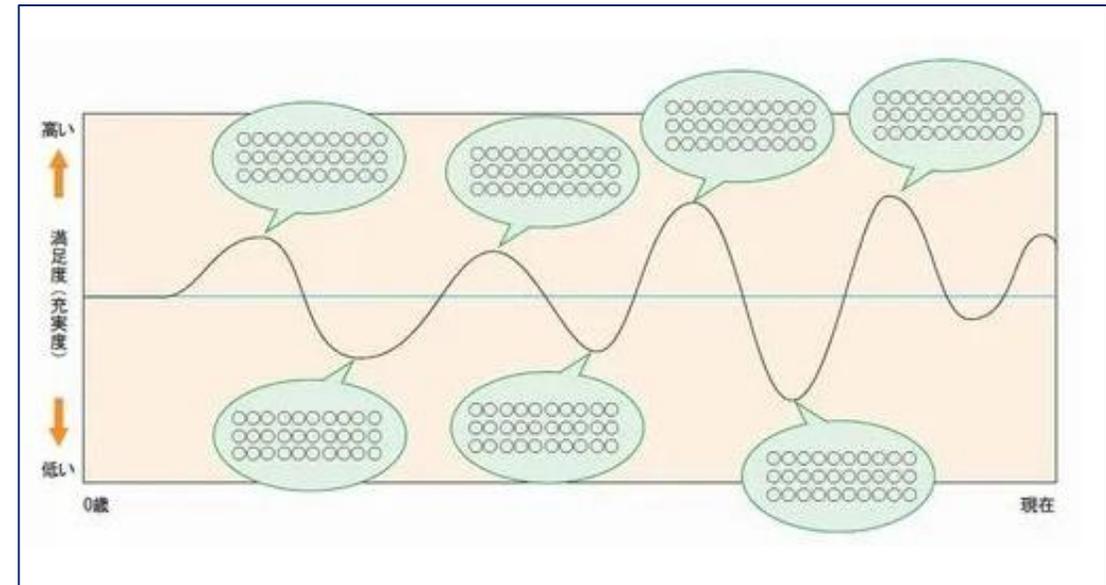
スキップ可能

職務経歴シート（様式2）

今までの経歴を順番に記入することで、経歴が可視化できます。正確な時期が分からなくても記入を怠らなようにしましょう。順番は後から変更できます。

作成する

■ ライフラインチャートの活用



5 これからの働き方を考える

職業情報提供サイト (job tag)



「job tag」の
二次元バーコード

- ✓ 職業興味検査
- ✓ 仕事価値観検査
- ✓ 職業適性テスト (Gテスト)
- ✓ しごと能力プロフィール検索
- ✓ ポータブルスキル見える化ツール
- ✓ 結果を組み合わせで適職を検索



5 これからの働き方を考える

ライフプランを経済的視点で考える (マネープラン)

■ 経済的視点で考えてみるマネープランの作成 (家計におけるキャッシュフローを把握する)

年齢：歳 家計キャッシュフロー表 (あくまで試算) 単位：万円

年度(西暦)			2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2031	
家族構成	世帯主	満年齢	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
	配偶者	満年齢	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
	第1子	満年齢	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
	第2子	満年齢	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	第3子	満年齢															
収入	給与と年収	本人	450	450	450	500	500	500	530	530	530	550	550	550	600	600	
		配偶者	100	100	100	100	170	170	170	170	170	170	170	200	200	200	200
	その他	定期収入															
		一時収入															
収入合計			550	550	550	600	670	670	700	700	700	720	750	750	800	800	
ライフイベント	世帯主																
	配偶者																
	第1子		小学校						中学校				高校			大学	
	第2子		幼稚園			小学校							中学校			高校	
	みんな																
支出	基礎生活費		250	250	250	280	280	280	280	300	300	300	320	320	320	340	
	子供の教育費		24	55	55	55	65	65	65	80	80	80	93	93	93	235	
	住宅費	家賃	72														
		ローン返済		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
		経費															
	保険料	生命保険	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
		損害保険															
	税金・社会保険料		140	140	140	140	150	150	150	150	160	160	160	160	160	160	160
その他	定期支出																
	一時支出	150	500			200			150					200			
支出合計			664	1053	553	583	803	603	603	788	648	648	681	881	681	843	
年間収支			-114	-503	-3	17	-133	67	97	-88	52	72	69	-131	119	-43	
貯蓄残高			500	386	-117	-120	-103	-236	-169	-72	-160	-108	-36	33	-98	21	-22
備考欄			車買い替え	住宅購入			車買い替え			車買い替え				車買い替え		大学入学	

- ▶ 現在～未来へ向けて、どの位の収入があり、どの位の支出が必要かを試算してみる。収入も支出も多面的に捉えてみましょう。
- ▶ ライフイベントを想定してみると、様々なイベントが考えられますか？
 家族構成は？
 こどもの学費は？
 マイホームや車など購入したいものは？
 将来の夢は？
- ▶ 収入も支出もその時々に変化する可能性も想定しておきたい。
 突然の収入アップとは何が・・・
 突然の出費には何が・・・

※文部科学省：子供の学習費調査の結果より参照し試算 幼稚園～高校までは公立校として試算しています。

5 これからの働き方を考える

ライフプランを経済的視点で考える（マネープラン）

- 経済的視点で考えてみるマネープランの作成

キャッシュフロー表の作成手順

年間の収入と支出を書き出そう



家計のバランスシートを作ってみよう



今後のライフイベントとかかる費用



キャッシュフロー表を作成してみよう



参考：日本FP協会「便利ツールで家計をチェック」の活用）より

5 これからの働き方を考える

自分のキャリアを考える・やりたいお仕事探し

● マザーズハローワークについて



自分らしく働くために
—女性の就職をサポートします—

重点的マンツーマン支援で
就職率96% ※2022年度実績

子育て
応援求人

託児所あり
求人

正社員・パートいずれもOK!

マザーズハローワークは、子育てをしながら働きたい方をはじめ、仕事と家庭の両立を目指すすべての方を支援しています。
フロア内にはキッズコーナーや授乳室を設けており、保育士がお子様を見守りますので、お子様連れでも安心してご利用いただけます。
是非、お気軽にお越しください。

〔マザーズハローワーク天神〕



〔マザーズハローワーク内の施設〕



〔マザーズハローワーク北九州〕



マザーズハローワーク
天神、北九州の案内
はこちら！



県内のマザーズハローワーク、マザーズコーナー
の所在地一覧はこちらです！ ▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶



5 これからの働き方を考える

女性の活躍推進ポータルサイト



「働きたい」
「キャリアアップしたい」
「起業したい」
「子育て支援」



<https://joseikatsuyakuoentai.pref.fukuoka.jp/>



女性活躍や
仕事と家庭の両立支援に
取り組む企業のデータベース



<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

5 これからの働き方を考える

福祉（介護・医療・保育含む）・建設・警備・運輸 分野の就職支援イベントのご案内

福岡県内のハローワークで開催する お仕事セミナーや会社説明会・面談会 など「就職支援イベント」の予定を 福岡労働局のホームページ でご案内しています！

- セミナー
- 面談会
- 事業所説明会
- 施設見学会
- 職場体験会

ハローワークで開催する就職支援イベントは「イベントカレンダー」に掲載されています！（開催日順に掲載）

興味のある方、参加してみたい方は、イベントを実施するハローワークへお問い合わせください！



こちらの二次元バーコードから、アクセスできます！

福岡県内ハローワーク 人材確保推進分野 × 検索

<イベント（チラシ）例>

The collage features several event flyers:

- 建設のお仕事セミナー** (Construction Job Seminar): 令和5年10月23日, 14:00~15:30. 建設現場の見学や、建設業の働き方について学ぶ機会。
- セコム株式会社 事業所見学会** (Secom Company Business Site Open House): 令和6年8月9日(金), 14:00~. 警備員の働き方やキャリアアップについて学ぶ。
- 運輸の仕事 就職相談会** (Transportation Job Interview): 5月23日. トラックドライバーや運転士の求人情報と相談。
- 介護職のお仕事セミナー** (Nursing Job Seminar): 令和6年10月25日, 14:00~15:30. 介護士の働き方や資格取得について学ぶ。
- 保育の職場見学会** (Childcare Job Interview): 2024年9月12日(木), 10:00~. 保育士の働き方や保育園の環境について知る。
- 久留米第一** (Kurume Daiichi): 令和5年9月27日. 建設現場の見学と面接機会。
- 桜十字福岡病院 会社見学会** (Sakurajima Hospital Company Open House): 8月21日(水)と8月27日(火), 13:00~15:00. 病院の働き方や福利厚生について知る。

5 これからの働き方を考える

税金に関すること

【所得税】 最寄りの税務署

【住民税】 市役所(区役所)の課税担当課

社会保険に関すること

【健康保険】 全国健康保険協会（協会けんぽ）

【厚生年金】 年金事務所

【雇用保険】 ハローワーク

【介護保険】 市役所(区役所)の介護保険担当課

将来設計に関すること

【キャリアプラン】 キャリアコンサルタント

【マネープラン】 ファイナンシャル・プランナーへの相談
ご自身が取引されている金融機関や保険会社などの相談窓口

5 これからの働き方を考える (参考となる情報収集先)

各種制度について

➤ 税金に関すること

【国税庁】
「暮らしの税情報」(令和5年度版)
※所得税の仕組み、税と家族など



➤ 社会保障に関すること

【厚生労働省】
「社会保障改革」
※何のための制度かについて



➤ 健康保険について

【全国健康保険協会】(協会けんぽ)
※健康保険制度・手続きなど



➤ 年金について

【日本年金機構】
※年金制度・手続きなど



【厚生労働省】
公的年金について、将来の年金額の
試算を行うことができます



➤ 人生とお金の将来計画について

【日本FP協会】
※ライフプラン・マネープランの
相談など



➤ 金融関係全般について

【金融広報中央委員会】(知るぽると)
※暮らしに役立つ身近なお金の
知恵・知識情報サイト



※制度は改正されることがあります。状況に合わせて最新の内容をご確認ください。

本日のご受講、ありがとうございました。

『年収の壁について知ろう』

あなたに最適な働き方とは？
～働き方とマネープラン～

第5回「オンラインセミナー『年収の壁』について知ろう」開催のご案内

参加費
無料



6/11 水

時間
10:00～11:00

オンラインで学べる／

年収の壁について知ろう

働き方とライフプランを考える